

「初任給を中心にした給与改定」

それ以外は据置の勧告

07年人事院勧告

一時金0.05月増、子どもの扶養手当(6,000→6,500円)、若年層(1・2・3級)を引き上げなど改善



人事院は、今年も「官民格差は小さい」としてほとんどどの職員の賃金を据え置きました。これは、公務員賃金の決定にあたって、四〇年以上にわたって定着してきた官民比較方式を、「比較対象企業規模百人以上から「五十人以上」へと昨年変更、従来方式上へと昨年変更、従来方式なら格差のものを「格差はない」とする意図的な勧告です。

安倍内閣の「骨太の方針二〇〇七」は、公務員人件費について、国・地方を通じて「昨年を上回る削減」をかがけています。勧告は、これに忠実に従うもので、民間の賃金改善の流れに水をさし、公務員の切実な生活改善の要求に背を向けたきわめて不当な勧告です。「労働基本権の代償、公正な第三者機関」とさ

政府・財界の圧力に屈服し「代償機関の役割」を放棄

人事院は八月八日、国会と内閣に対して国家公務員の給与等に関する勧告を行いました。勧告は、ほとんどの職員の賃金を据え置きとし(若年層についてはわずかなり改善)、焦点となっていた民間より長い所定勤務時間について、改善を先送りするなど、不当な内容となつていきます。また、評価制度・査定賃金等については、先の国会で成立した「国家公務員法の改正(改悪)」をふまえ、よりいっそう踏み込みました。

(裏面に勧告の概要、改定給料表を掲載)

非常勤職員ほど賃金・労働条件改善は、運動の成果

人事院が、その役割を自ら否定するものです。それは「公務の所定勤務時間は民間より一日十五分程度、週に一時間十五分程度長い」としながらその改善を先送りした人事院の姿勢にもあらわれています。

一方、勧告は、「少子化対策の一環」として、子どもの扶養手当を改善しました。そして一時金について、「勤勉

「骨太の方針二〇〇七」は、公務員の人件費について「地域の民間給与のより一層の反映」を強調して、査定賃金制度と同様、民間の職場では、さまざまな問題点が指摘されています。千葉県職員労働組合は、公務員攻撃と一体であることか

勧告の押しつけ・査定賃金導入を許さないために全力

ら、国民との連帯、官民共同のために全力を重視し、とりわけ不当な勧告内容に対しては、査定賃金制度とあわせてその押し付けを許さないために全力をあげます。

手当」を○・〇五月引き上げました。これは、この間の運動の一定の反映です。しかし、一時金については、勤勉手当、とりわけ「上位の成績区分の成績率を引き上げる」としており、賃金査定を強める制度内容として問題です。

勧告は、非常勤職員等の賃金、労働条件の改善にふれませんでした。これは、人事院がみなさんの強い要望をふまえた、と説明しているように、「すべての労働者の賃金底上げ」をかかげて取り組んできた私たちの運動の反映です。



千葉県職

第 528 号

2007年8月9日
国人勧特集号

発行：千葉県職員労働組合
千葉県中央区市場町1の1 1階/1号
043 (223) 4608 FAX043 (224) 5475
E-mail: honbu@chiba-kensyoku.jp
http://www.chiba-kensyoku.jp/
責任者：宇内敏智
編集長：片山繁史

【07年勧告の概要】

1. 給与改定
 - 官民給与の格差 (1. 352円, 0. 35%)
 - 若年層に限定した改定 (中高年齢は据置き)
 - 1級 1. 1% 2級 0. 6% 3級 0. 0%
 - ホーナーズ期末・勤勉手当、年間4. 45ヶ月を0. 05月引き上げ4. 5ヶ月とする。
 - 子供の扶養手当 1人6, 000円を5000円引き上げ、6, 500円とする。
 - 以上の実施時期 平成19年4月1日
2. その他の課題
 - 住居手当 自宅に係る住居手当の廃止も含め見直しに着手
 - 非常勤職員の給与 給与の実態把握に努めるとともに、職場の実態に合った適切な給与が支給されるよう必要な方策について検討。
3. 給与構造の改革 (新たな人事評価制度を向こう2年以内に整備し、任用、給与、分限等の人事管理に活用する)
 - (1) 基本的枠組み
 - 国家公務員法の改正をふまえ、能力、実績に基づく人事管理制度を推進
 - 職務行動と役割の達成状況評価
 - 期首、期末に評価者と被評価者が目標設定を面談で行う。
 - (2) 評価結果の活用
 - 評価者の上位者が調整を行う。
 - 昇給 ●昇格 ●勤勉手当の処遇決定に活用する

	6 月 期	1 2 月 期
19年 期末手当	1. 4月(支給済)	1. 6月(改定なし)
度 勤勉手当	0. 725月(支給済)	0. 775月(現行0. 725月)
20年度 期末手当	1. 4月	1. 6月
以降 勤勉手当	0. 75月	0. 75月

07年度勧告により引き上げ改定された部分のみの給料表です

行政 職 給 料 表

級	1 級				2 級				3 級									
	現行	間差	月額	改定率	現行	間差	月額	改定率	現行	間差	月額	改定率						
号給																		
1	1340	11	1356	11	16	1.2	1838	18	1858	18	20	1.1	2211	19	2229	19	18	0.8
2	1351	11	1367	12	16	1.2	1856	18	1876	18	20	1.1	2230	19	2248	19	18	0.8
3	1362	11	1379	11	17	1.2	1874	18	1894	18	20	1.1	2249	19	2267	18	18	0.8
4	1373	11	1390	11	17	1.2	1892	16	1912	16	20	1.1	2268	18	2285	17	17	0.7
5	1384	11	1401	11	17	1.2	1908	18	1928	18	20	1.0	2286	20	2302	19	16	0.7
6	1395	11	1412	11	17	1.2	1926	18	1946	18	20	1.0	2306	20	2321	19	15	0.7
7	1406	11	1423	11	17	1.2	1944	18	1964	18	20	1.0	2326	20	2340	18	14	0.6
8	1417	11	1434	11	17	1.2	1962	18	1982	18	20	1.0	2346	20	2358	19	12	0.5
9	1428	13	1445	14	17	1.2	1980	18	2000	18	20	1.0	2366	20	2377	19	11	0.5
10	1441	13	1459	13	18	1.2	1998	18	2018	18	20	1.0	2386	20	2396	19	10	0.4
11	1454	13	1472	13	18	1.2	2016	18	2036	18	20	1.0	2406	20	2415	19	9	0.4
12	1467	13	1485	13	18	1.2	2034	16	2054	16	20	1.0	2426	20	2434	19	8	0.3
13	1480	15	1498	15	18	1.2	2050	19	2070	19	20	1.0	2446	20	2453	19	7	0.3
14	1495	15	1513	15	18	1.2	2069	19	2089	19	20	1.0	2466	20	2472	18	6	0.2
15	1510	15	1528	16	18	1.2	2088	19	2108	19	20	1.0	2486	20	2490	18	4	0.2
16	1525	13	1544	13	19	1.2	2107	19	2127	19	20	0.9	2506	20	2508	18	2	0.1
17	1538	15	1557	15	19	1.2	2126	20	2146	19	20	0.9	2526	20	2526	20	0	0.0
18	1553	15	1572	15	19	1.2	2146	20	2165	19	19	0.9	2546	20	2546	20	0	0.0
19	1568	15	1587	15	19	1.2	2166	20	2184	19	18	0.8	2566	20	2566	20	0	0.0
20	1583	14	1602	14	19	1.2	2186	18	2203	17	17	0.8	2586	19	2586	19	0	0.0
21	1597	26	1616	27	19	1.2	2204	20	2220	19	15	0.7	2605	19	2605	19	0	0.0
22	1623	26	1643	26	20	1.2	2224	20	2239	19	16	0.7	2624	19	2624	19	0	0.0
23	1649	26	1669	26	20	1.2	2244	20	2258	19	14	0.6	2643	19	2643	19	0	0.0
24	1675	27	1695	27	20	1.2	2264	19	2277	18	13	0.6	2662	20	2662	20	0	0.0
25	1702	17	1722	17	20	1.2	2283	19	2295	18	12	0.5	2682	19	2682	19	0	0.0
26	1719	17	1739	17	20	1.2	2302	19	2313	18	11	0.5	2701	19	2701	19	0	0.0
27	1736	17	1756	17	20	1.2	2321	19	2331	18	10	0.4	2720	19	2720	19	0	0.0
28	1753	15	1773	15	20	1.1	2340	17	2349	16	9	0.4	2739	19	2739	19	0	0.0
29	1768	18	1788	18	20	1.1	2357	16	2365	15	8	0.3	2758	19	2758	19	0	0.0
30	1786	18	1806	18	20	1.1	2373	16	2380	15	7	0.3	2777	19	2777	19	0	0.0
31	1804	18	1824	18	20	1.1	2389	16	2395	15	6	0.3	2796	19	2796	19	0	0.0
32	1822	16	1842	16	20	1.1	2405	16	2410	15	5	0.2	2815	17	2815	17	0	0.0
33	1838	15	1858	15	20	1.1	2421	16	2425	15	4	0.2	2832	19	2832	19	0	0.0
34	1853	15	1873	15	20	1.1	2437	16	2440	15	3	0.1	2851	19	2851	19	0	0.0
35	1868	15	1888	15	20	1.1	2453	16	2455	16	2	0.1	2870	19	2870	19	0	0.0
36	1883	13	1903	13	20	1.1	2469	15	2471	13	2	0.1	2889	17	2889	17	0	0.0
37	1896	13	1916	13	20	1.1	2484	16	2484	16	0	0.0	2906	18	2906	18	0	0.0
38	1909	13	1929	13	20	1.0	2500	16	2500	16	0	0.0	2924	18	2924	18	0	0.0
39	1922	13	1942	13	20	1.0	2516	16	2516	16	0	0.0	2942	18	2942	18	0	0.0
40	1935	14	1955	14	20	1.0	2532	14	2532	14	0	0.0	2960	19	2960	19	0	0.0
41	1949	13	1969	13	20	1.0	2546	14	2546	14	0	0.0	2979	17	2979	17	0	0.0
42	1962	13	1982	13	20	1.0	2560	14	2560	14	0	0.0	2996	17	2996	17	0	0.0
43	1975	13	1995	13	20	1.0	2574	14	2574	14	0	0.0	3013	17	3013	17	0	0.0
44	1988	12	2008	12	20	1.0	2588	13	2588	13	0	0.0	3030	17	3030	17	0	0.0
45	2000	13	2020	13	20	1.0	2601	14	2601	14	0	0.0	3047	17	3047	17	0	0.0
46	2013	13	2033	13	20	1.0	2615	14	2615	14	0	0.0	3064	17	3064	17	0	0.0
47	2026	13	2046	13	20	1.0	2629	14	2629	14	0	0.0	3081	17	3081	17	0	0.0